第５期（R8～12年度）のふくしま森林（もり）づくり県民税を活用した取組について

福島県
森林計画課

森林環境の保全

【基本目標】

森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成

第４期（令和3年度から令和7年度）の主な取組実績（見込）

○水源区域や水源かん養機能または山地災害防止機能が特に高い森林のうち、荒廃のおそれがある森林の整備を支援。
　再造林等　331ha、一貫作業　674ha、間伐　2,841ha
○森林整備等を促進するため、林内路網の開設を支援。
　森林作業道開設　20km、林内作業路の整備　185km
○里山環境の整備。
　整備面積　515ha、伐倒駆除1,500m3、誘引捕殺560m3、予防2,623本
○市町村の独自性を凝らした森林整備。
　森林整備　43市町村　478ha 、森林の適正管理　52市町村
○未利用森林資源の利用推進。
　間伐材の搬出・運搬の支援　140,000トン、木質ペレットストーブ等の導入支援　480台
○住宅等への県産木材の利用推進。
　住宅への補助　749戸、県産木材の利活用　29市町村　140件

第４期（令和3年度から令和7年度）の主な取組実績（見込）

○小中学校の生徒を対象とした森林環境学習の実施や施設等への県産材の利活用促進等。
　森林環境学習実施校　のべ　1,819校（全小中学校の　約59%）、木工工作体験　57校
○教育現場の意見等を踏まえたポータルサイトの作成。
　ふくしま森林環境教育ポータルサイト「KIZUKIの素」を作成
○幅広い世代への森林づくりの意識醸成。
　ふくしま植樹祭　5回、林業祭　5回、森林と水循環に関するイベント　22回、
　森林と生物多様性に関するイベント　3回、市町村による森林づくりイベント開催等　44市町村
○森林とふれあうためのフィールドを整備し、森林環境学習の指導者を育成。
　フィールド整備　ふくしま県民の森ほか3か所
　指導者育成　もりの案内人　82人、グリーンフォレスター　12人
○森林の文化や木の文化の県民への継承等。
　記録映像　9本、イベント等　38回、桐や漆の文化継承イベント等　23回

【指摘された課題】

・主伐期を迎えた森林資源を「伐って、使って、植えて、育てる」ことによる森林環境の保全や森林の循環利用を進めることが必要。
・県内には荒廃が懸念される森林がいまだ多いため、間伐等に引き続き取り組むことが必要。
・野生動物の人里への出没が問題となっている現状にあるため、地域住民が里山林を整備できるような支援が必要。
・森林整備に必要な路網の整備や花粉症発生源対策、森林病虫獣害対策、低コスト化・省力化、地域住民の意識醸成に取り組むことも必要。

【指摘された課題】

・森林ボランティア団体や企業などの森林づくりを支援するとともに、幼少期から高齢の方に至るまで、広い世代が参加する森林づくり意識醸成活動や森林環境学習等の機会を提供することが必要。
・イベントやSNS等の様々な方法や機会を捉えて、森林の有する公益的機能の重要性を発信していくことが必要。
・全ての県民の森林環境基金制度の理解促進を図るため、広報活動を強化することが必要。

課題に応える令和8年度からの取組

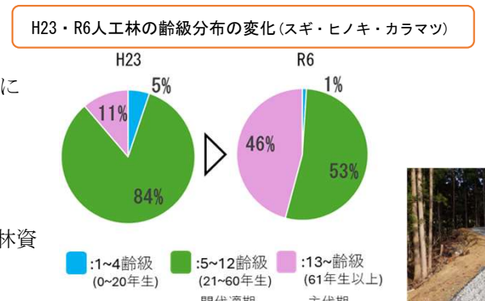
○荒廃のおそれのある森林の整備
・水源かん養機能又は山地災害防止機能が重視される民有林における間伐や、再造林を支援し若返りを図る。【拡充】
　再造林等　1,550ha、一貫作業　1,250ha、間伐　1,355ha
　※森林整備事業

○花粉発生源対策【一部新規】
・花粉症の発生源対策の取組を強化しながら、持続可能な森林資源の維持に向けた再造林を実施。【新規】
　再造林　250ha
　※森林整備事業
・スギ花粉症の対策のため花粉症対策品種等の採穂園・採種園を造成・管理し、種苗を生産供給する。【継続】
　採穂園・採種園造成　全７箇所
　※花粉の少ない苗木づくり対策事業

○路網の整備と間伐材搬出の支援【継続】
　継続的な森林整備と木材の搬出を促進するため作業道の整備を支援。
　森林作業道　9,500m、林内作業路　141,600m
　※林内路網整備事業

○里山林の整備【継続】
・人の生活圏と野生動物の生息域の間の緩衝帯設置など、里山環境を整備。
　計画面積　525ha
・森林病害虫の被害把握、被害防除。
　カシナガ防除　3,000㎥
　※以上、里山林整備事業

○森林資源の循環利用【継続】
・間伐材など未利用木材のバイオマス燃料の利用拡大。
　間伐材の搬出等　140,000トン
・住宅等への県産木材の利用推進。 住宅　500戸
　※以上、ふくしまの低炭素社会づくり推進事業
・新たな木材利用に係る製品開発への支援。 20件
　※木づかい社会づくり促進事業




林内路網整備事業


森林整備事業


里山林整備事業


ふくしま低炭素社会づくり推進事業





森林環境交付金事業


ふくしまの低炭素社会づくり推進事業




森林整備事業


花粉の少ない苗木づくり対策事業


ふくしま植樹祭開催事業

課題に応える令和8年度からの取組

○幼児から大人までの森林環境学習活動【継続】
・幼稚園における、森林とふれあう活動や木製玩具の貸出を実施。
　のべ80施設　　※木づかい社会づくり促進事業
・市町村による、小中学校の生徒を対象とした森林環境学習を実施。
　のべ　1,850校　　※森林環境交付金事業
・県立高校生が行う森林環境学習活動を支援。
　のべ　50校
・大学生等が行う森林に関する自己学習活動を支援。
　のべ　20団体
・森林と水循環や生物多様性の観点からの森林環境学習等の実施。
　森林と水循環に関するイベント等　65回
　森林と生物多様性に関するイベント　５回
　※以上、森林環境学習支援事業

○森林（もり）づくり指導者の育成・森林づくり活動の支援【継続】
・森林の役割や重要性を広く県民に伝える「もりの案内人」や森林整備のスペシャリストの「グリーンフォレスター」を育成。　130名
・森林ボランティア団体の活動を支援。　50団体
・企業等が実施する森林づくり活動を支援。　25協定
・森林ボランティアに関する相談窓口を設置し、県民の森林活動への参加を支援。
　※以上、森林づくり総合対策事業

○県民参加型のイベントを開催【継続】
・林業祭やふくしま植樹祭等を開催し、森林づくりの意識醸成を図る。
　ふくしま植樹祭　５回、林業祭　５回
　※ふくしま植樹祭開催事業、林業普及推進事業

○情報発信の実施【継続】
・「ふくしま森林（もり）づくり県民税」を活用した取り組みや森林の公益的機能の情報をSNS等により発信。
・事業毎にSNS等で取組を周知。
　※森林環境基金運営事業

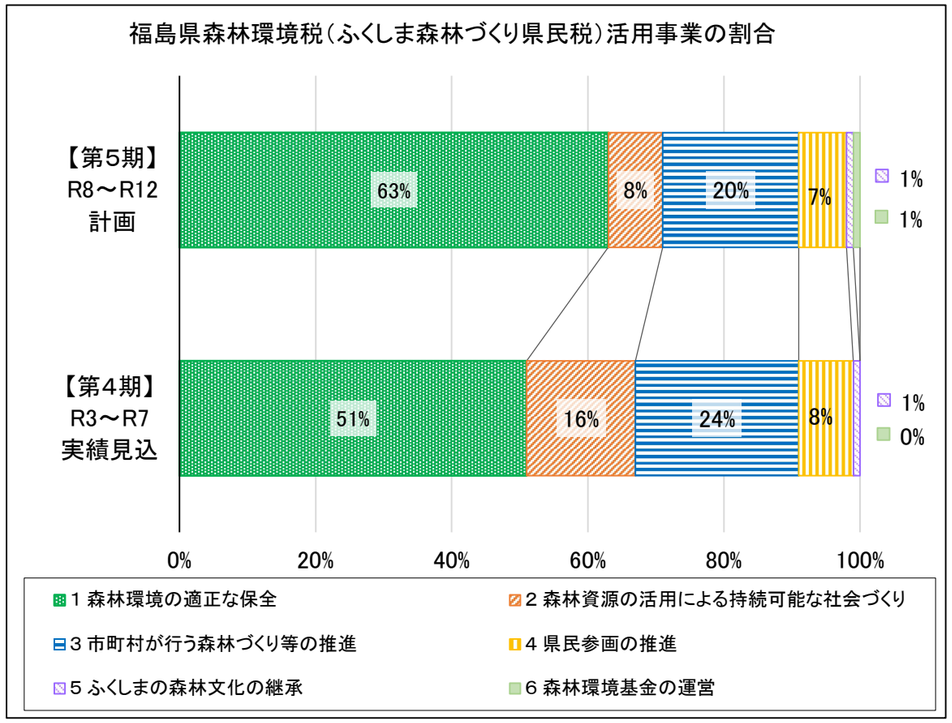
第５期（令和８年度～令和12年度）ふくしま森林（もり）づくり県民税の使途

（単位 事業費：百万円）

施策区分	事業	事業概要	計画事業費
１ 森林環境の適正な保全	森林整備事業	・水源区域等及びスギ人工林伐採重点区域の民有林において、主伐後の再造林を行った場合の費用の支援 ・再造林への支援とともに、花粉発生源であるスギ人工林から花粉の少ないスギへの植替えの推進 ・水源区域及び山地災害防止等の機能の発揮を重視する区域で荒廃が懸念される森林の間伐	3,398
	里山林整備事業	・野生動物の生息域との間の緩衝帯の設置及び森林病害虫の防除　等	
	花粉の少ない苗木づくり対策事業	・花粉症対策品種等の苗木供給を可能とするために、種苗の安定的な生産、供給の実施	
	林内路網整備事業	・継続的な森林整備を促進するための、耐久性のある作業路の整備 ・間伐材の搬出に必要な林内作業路の整備と、原木市場等への間伐材の搬出の支援	
２ 森林資源の活用による持続可能な社会づくり	ふくしまの低炭素社会づくり推進事業	・木質バイオマスエネルギー利用の普及のための支援 ・県産木材を活用した住宅建築への支援や、県内工務店の技術力の向上に向けた支援　等	455
	木づかい社会づくり促進事業	・県産木材による木とのふれあいを創出 ・県産材の需要拡大のため、新技術・製品開発を支援　等	
３ 市町村が行う森林づくり等の推進	森林環境交付金事業	・小中学校の森林環境学習の取組等の推進 ・県産木材や木質バイオマスの利活用等の推進	1,050
４ 県民参画の推進	林業普及推進事業	・森林・林業・木材産業の果たす役割や重要性を広くPRする林業祭の開催	393
	森林環境学習の森整備事業	・森林環境学習フィールドの整備	
	森林づくり総合対策事業	・森林ボランティア活動の促進や森林づくり指導者の育成等 ・企業の森林づくりの支援 ・森林認証制度の普及PRの支援　等	
	ふくしま植樹祭開催事業	ふくしま植樹祭の開催	
	森林環境学習支援事業	・小中学校を対象とした森林環境教育実施施設の情報発信の実施等 ・幼児期から森林への理解を深める取組の実施、保育所等が実施する里山体験の支援等の実施 ・県立高校における森林環境学習の実施 ・森林の機能と水循環の視点の県民参加の体験型普及イベント等の実施	
	ふくしまの生物多様性保全支援事業	生物多様性の視点からの体験型森林環境学習の実施等	
５ ふくしまの森林文化の継承	ふくしまの森林文化継承事業	・森林文化の発掘、及び記録映像の制作と公開 ・桐、漆、野生きのこなど特用林産物に関する文化の継承の支援 ・食文化等の活用による地域の活性化	33
６ 森林環境基金の運営	森林環境基金運営事業	・第三者機関による評価及び透明性、平等性の確保 ・森林に関する情報の収集発信	65
	森林審議会	・森林審議会による次期ふくしま森林づくり県民税の在り方の検討	
合　計			5,394

（単位 事業費：百万円）

施策区分	【第４期】R3～R7実績見込		【第５期】R8～R12計画	
	事業費	割合	事業費	割合
１ 森林環境の適正な保全	2,753	51%	3,398	63%
２ 森林資源の活用による持続可能な社会づくり	862	16%	455	8%
３ 市町村が行う森林づくり等の推進	1,315	24%	1,050	20%
４ 県民参画の推進	425	8%	393	7%
５ ふくしまの森林文化の継承	57	1%	33	1%
６ 森林環境基金の運営	7	0%	65	1%
計	5,419	100%	5,394	100%



（参考）福島県森林環境税収見込　　単位：百万円

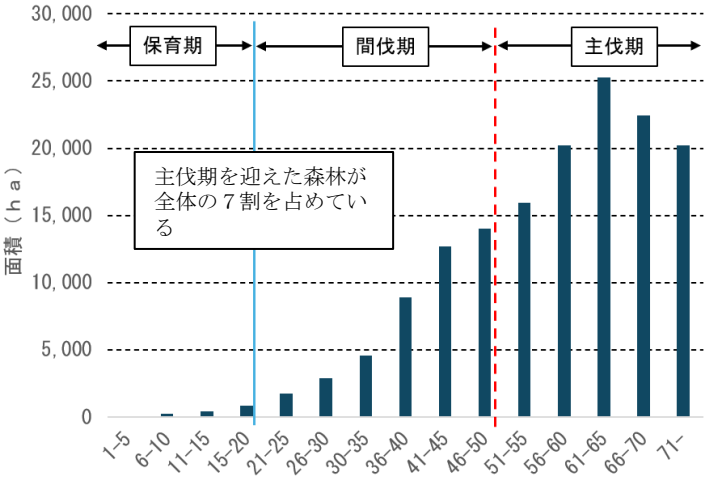
	第４期基金残高	第５期見込					
		R8	R9	R10	R11	R12	計
基金積立	255	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077	5,640

※ 第4期の基金残高は見込

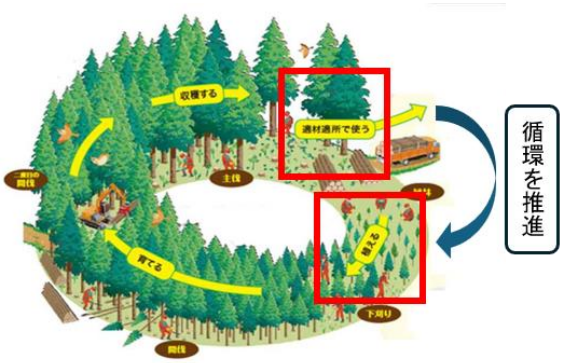
※ 会計処理の透明性を確保するため、森林環境基金を設け適切に管理するとともに、税収に見合った事業を展開します。

第５期ふくしま森林づくり県民税を活用とした取組方針
－森林環境の適正な保全における重点的な取組－

（１）主伐から再造林までの森林整備

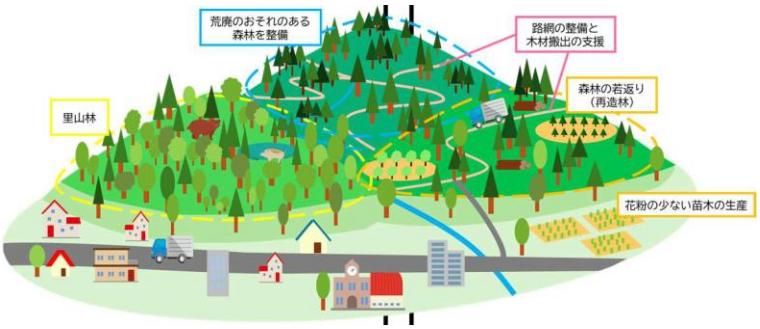


県内人工林の林齢別面積（R６）



・主伐期を迎えた森林資源を「伐って、使って、植えて、育てる」ことによる森林環境の保全や森林の循環利用を進めることが必要。


森林整備事業



（２）里山林整備

・野生動物の人里への出没が問題となっている現状にあるため、地域住民が里山林を整備できるような支援が必要。


里山林整備事業

（３）花粉症発生源対策

・花粉症の原因となる発生源の対策のため花粉の少ない苗木の供給や植え替えへの支援が必要


花粉の少ない苗木づくり対策事業

「森林環境譲与税」と「ふくしま森林づくり県民税」の主な取組

福島県
森林計画課

森林環境税（森林環境譲与税）

市町村は

森林整備や森林整備につながる事業に活用しています。

森林整備

- ○森林所有者等が**自ら管理できない**森林の整備（森林経営管理制度）
- ○国や県の既存の事業では対応できない森林の整備

森林整備につながる事業

- ○森林情報の収集
- ○地域木材の利用促進
- ○市町村における普及啓発活動

県は

市町村の森林整備を支える事業に活用しています。

市町村の森林整備を支える事業

- ○森林情報の更新
- ○林業を担う人材の育成・担い手の確保
- ○林業従事者の働く環境の改善

ふくしま森林づくり県民税

県が広域的に実施する森林環境を保全する取組や森林を守り育てる意識を広げる取組に、市町村と協力して活用しています。

森林整備

- ○森林所有者等が**自ら管理する**森林の整備を支援
- ○花粉の発生源対策

木材利用

- ○県産木材の利用促進

森林を守り育てる意識を高める取組

- ○幼少期から大人までの森林環境学習
- ○県民参画による森林づくり

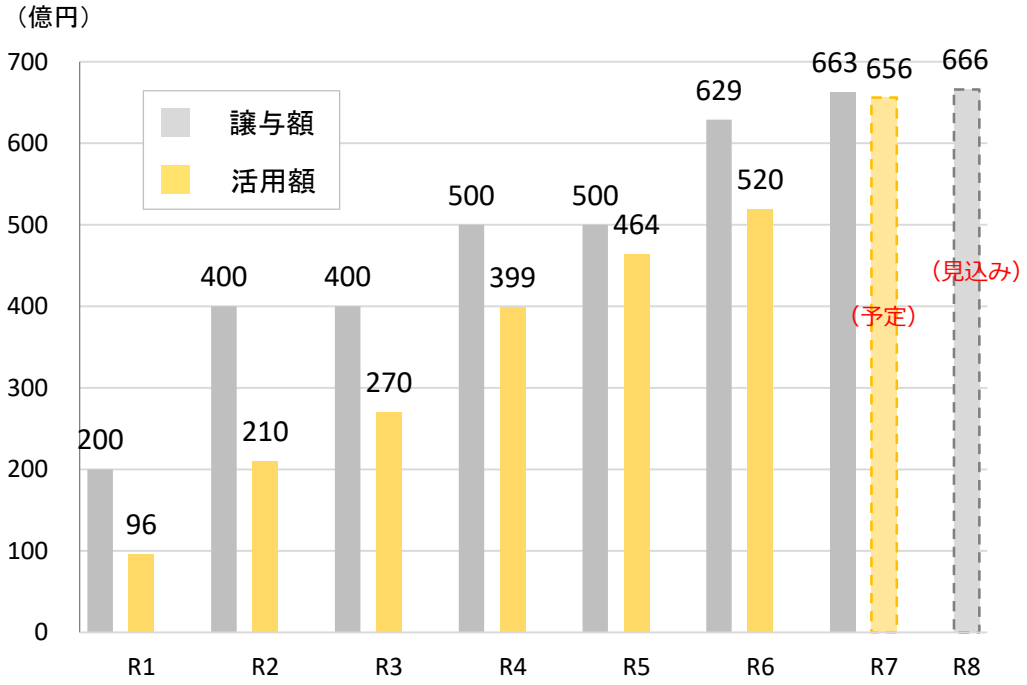


2つの税を有効活用して持続可能な森林管理を推進しています

森林環境譲与税の活用状況

➢ **令和８年度の譲与額（見込み）は666億円。**引き続き、**未執行分も含めた積極的な有効活用**を期待。

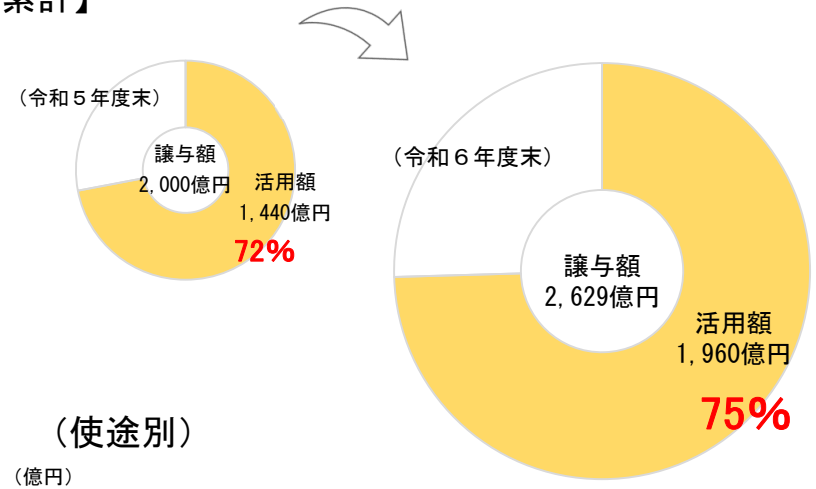
【年度別】



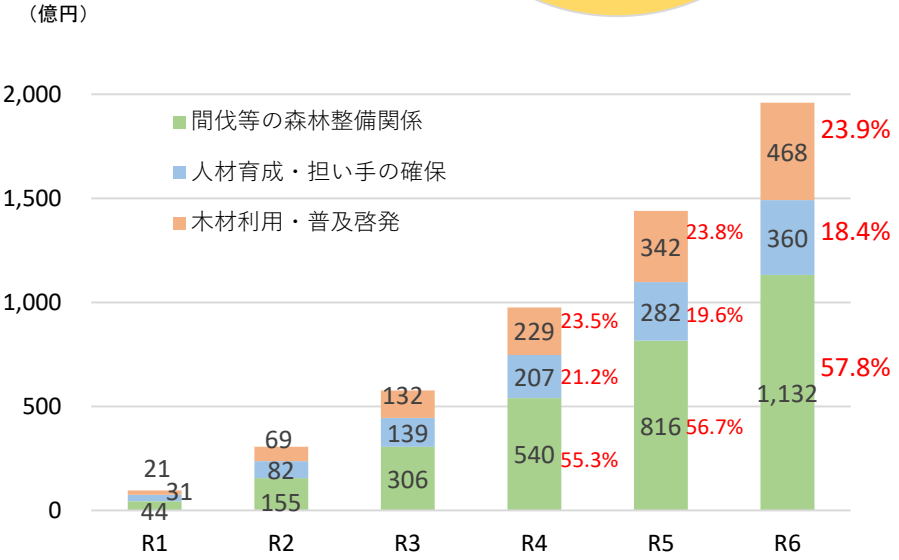
※1　R7予定の活用額は、令和7年6月時点で自治体への聞き取り結果を取りまとめたものであり、 変動があり得る。

※2　R8予定の譲与額は、令和7年12月に総務省が公表した見込額であり、今後変動があり得る。

【累計】



（使途別）



これまでの森林環境譲与税の活用状況　（市町村譲与分）

都道府県	R6末譲与額（累積）（億円）	R6末活用額（累績）（億円）	R6末累積執行率	R7譲与額（億円）
北海道	174.8	125.9	72%	46.4
青森県	36.8	24.9	68%	9.6
岩手県	70.3	47.8	68%	18.9
宮城県	40.1	25.0	62%	10.4
秋田県	56.9	44.5	78%	15.3
山形県	31.2	21.8	70%	8.3
福島県	55.3	24.4	44%	14.7
茨城県	34.0	19.4	57%	8.6
栃木県	36.9	24.1	65%	9.7
群馬県	37.3	24.3	65%	9.8
埼玉県	50.4	29.3	58%	12.1
千葉県	44.2	22.4	51%	10.7
東京都	82.2	59.1	72%	19.4
神奈川県	54.6	40.0	73%	12.8
新潟県	39.8	33.7	85%	10.3
富山県	14.7	11.3	77%	3.7
石川県	24.1	18.8	78%	6.3
福井県	25.7	19.1	74%	6.9
山梨県	23.3	15.1	65%	6.1
長野県	71.7	50.3	70%	19.2
岐阜県	77.5	69.8	90%	20.8
静岡県	68.9	57.2	83%	18.1
愛知県	67.3	56.6	84%	16.7
三重県	55.0	42.8	78%	14.7
滋賀県	20.1	17.4	86%	5.2
京都府	42.0	24.2	58%	11.1
大阪府	52.8	34.9	66%	12.3
兵庫県	71.4	55.4	78%	18.3
奈良県	46.4	35.3	76%	12.5
和歌山県	55.5	44.0	79%	15.1
鳥取県	26.8	16.1	60%	7.2
島根県	39.6	34.7	88%	10.6
岡山県	45.3	34.4	76%	12.0
広島県	48.7	36.6	75%	12.7
山口県	40.8	26.4	65%	10.8
徳島県	45.5	37.7	83%	12.4
香川県	8.9	5.4	61%	2.2
愛媛県	55.3	39.6	72%	14.9
高知県	80.0	58.6	73%	21.5
福岡県	51.5	41.7	81%	12.9
佐賀県	15.8	9.3	59%	4.1
長崎県	23.2	11.4	49%	6.1
熊本県	62.4	47.2	76%	16.6
大分県	52.2	46.5	89%	14.0
宮崎県	69.3	53.2	77%	19.0
鹿児島県	50.3	33.9	67%	13.3
沖縄県	9.4	2.2	24%	2.2
合計	2,286.0	1,653.4	72%	596.4

（参考）「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」における使途

（趣旨）
第一条　この法律は、**森林**（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。以下この条及び第三十四条第一項において同じ。）**の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み**、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県が実施する**森林の整備及びその促進に関する施策**の財源に充てるため、森林環境税について、納税義務者、税率、賦課徴収等の手続及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるとともに、その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

（森林環境譲与税の使途）
第三十四条　市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を**次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない**。
一　**森林の整備に関する施策**
二　**森林の整備を担うべき人材の育成及び確保**、**森林の有する公益的機能に関する普及啓発**、**木材の利用**（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第二条第三項に規定する木材の利用をいう。）**の促進**その他の**森林の整備の促進に関する施策**

２　都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。
一　当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策
二　当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第一号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策
三　前項第二号に掲げる施策

３　市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、**インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない**。

（参考）令和6年度末時点で全額執行している市町村（191市町村）

都道府県	市町村
北海道	札幌市、網走市、上富良野町、壮瞥町、新冠町、えりも町、白糠町
青森県	青森市、つがる市、板柳町、六ヶ所村、大間町
岩手県	平泉町、住田町
宮城県	女川町
秋田県	上小阿仁村
山形県	
福島県	桑折町
茨城県	神栖市、大洗町
栃木県	
群馬県	神流町
埼玉県	加須市、朝霞市、吉川市、ふじみ野市、三芳町、鳩山町
千葉県	
東京都	中央区、港区、新宿区、墨田区、江東区、品川区、北区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、調布市、小金井市、国分寺市、東大和市、清瀬市、大島町、神津島村、八丈町、小笠原村
神奈川県	川崎市、相模原市、横須賀市、小田原市、逗子市、厚木市、大和市、伊勢原市、座間市、南足柄市、山北町、箱根町、愛川町
新潟県	長岡市、三条市、小千谷市、妙高市、上越市、佐渡市、南魚沼市、聖籠町、弥彦村、津南町、刈羽村
富山県	富山市、舟橋村
石川県	金沢市
福井県	勝山市
山梨県	身延町、山中湖村、小菅村
長野県	伊那市、塩尻市、南相木村、青木村、下諏訪町、南箕輪村、高森町、根羽村、喬木村、大桑村、木曽町、山形村、小布施町、高山村
岐阜県	岐阜市、高山市、美濃加茂市、各務原市、北方町、坂祝町、富加町、川辺町
静岡県	静岡市、浜松市、御前崎市、牧之原市、吉田町

都道府県	市町村
愛知県	名古屋市、岡崎市、半田市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、みよし市、あま市、長久手市、大口町、飛島村、武豊町、幸田町
三重県	
滋賀県	長浜市、近江八幡市、草津市、甲賀市、東近江市、米原市、豊郷町、甲良町、多賀町
京都府	
大阪府	松原市、田尻町
兵庫県	明石市、伊丹市、赤穂市、川西市、加西市、丹波篠山市、加東市、たつの市、佐用町
奈良県	御所市、山添村、三郷町、王寺町
和歌山県	海南市、広川町、太地町
鳥取県	北栄町
島根県	雲南市、隠岐の島町
岡山県	岡山市、美作市、早島町、西粟倉村
広島県	広島市
山口県	下関市
徳島県	佐那河内村、石井町、神山町、上板町
香川県	坂出市、善通寺市、東かがわ市、小豆島町、直島町、綾川町、多度津町
愛媛県	久万高原町
高知県	
福岡県	北九州市、福岡市、篠栗町、久山町、岡垣町、大木町、添田町、福智町、吉富町
佐賀県	
長崎県	
熊本県	美里町、長洲町、大津町、御船町、嘉島町、益城町
大分県	
宮崎県	
鹿児島県	天城町
沖縄県	伊江村、読谷村、嘉手納町

注）都道府県から報告された令和６年度の決算状況調査に基づく。